



令和4年度

日置市奨学資金貸付制度の募集要項

日置市では、大学及び高校等の進学のために必要な教育資金を貸し付ける奨学資金貸付制度を設けております。また、大学生等は、卒業後、日置市への定住と鹿児島県内に就業した場合に一部の返還金を免除する新たな奨学資金貸付制度を平成29年度から始めました。

1 制度の概要

| | | |
|------|---|---|
| 進学区分 | 高校 | 大学・短大・専門学校等（以下「大学等」） |
| 貸付金額 | 月額1万円 | 月額4万円 |
| 募集人員 | 3人 | 3人 |
| 貸付月 | 7月、11月、3月 ※左の月に4ヶ月分をまとめて貸付 | |
| 資格要件 | <p>次のいずれにも該当する者（高校は①～③、大学等は①～④の要件）</p> <p>① 本人及びその保護者が市内に住所を有すること。</p> <p>② 他の奨学金を利用していないこと。</p> <p>③ 本人及びその保護者、連帯保証人が市税等を滞納していないこと。</p> <p>④ <u>大学等のみ要件：卒業後、5年以上市内に在住し、かつ、県内で就業する意思を有すること。</u></p> <p>※ 貸付期間は在籍学校の正規の修業年限となりますので、留年又は留学等により正規の修業年限を超えている場合には、対象となりません。</p> | |
| 選考基準 | <p>次のいずれかに該当する者で、高等学校等へ進学する者は中学校3年間、高等学校等に在学中に奨学資金の貸付けを受ける者はすべての在学中における基準とする。</p> <p>① 全履修教科における学業成績の評定平均値が5段階評価で概ね3.5以上であること。</p> <p>② 特定の分野において、特に優れた資質能力（全国大会及び九州大会に出場）があると認められること。</p> | <p>大学等に進学又は在学している者は、次の各号のいずれに該当する者であること。</p> <p>① 大学等に進学する者は、高等学校等1年から出願時までの全履修教科・科目における学業成績の評定平均値が5段階評価で概ね4.5以上であること。</p> <p>② 大学等に在学している者は、大学等における学業成績が本人の属する学部（科）の上位3分の1以内であること。</p> |
| 免除制度 | <p>卒業後、次の①、②いずれにも該当する者</p> <p>① 5年以上市内に住所をおき、及び在住した場合</p> <p>② 県内で就業した場合（公務員は除く）</p> <p>免除は卒業後6日目から10日目までの期間に毎年返還金が免除されます。</p> <p>免除額・・・借入総額 最大1/2を免除</p> | |

2 手続き

(1) 提出書類（申請には次の書類の提出が必要です。）

- 日置市奨学資金貸付申請書（様式第1号） ○ 世帯全員の市県民税所得証明書 ○ その他教育委員会が必要と認める書類
- 日置市奨学生推薦調書（様式第2号） ※ ただし、大学等の進学の場合には、調査書（高校在学中の全学年のもの）
- ※ 様式第1号及び第2号は、本庁教育総務課及び各支所教育振興課に備えてあります。

(2) 提出期限 令和4年4月27日（水）まで（決定は、選考委員会を経て6月下旬を予定しています。）

3 お問合せ先

詳しい制度の内容については、下記のところまでお問い合わせください。

本庁教育総務課 教育総務係 TEL 099-248-9426 FAX099-272-3145